

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊 藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 令和8年度燃料施設定期点検等
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和8年7月17日（金）10時30分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。（FAX可）
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年7月15日（水）必着。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735

担当：神田

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81
1 適用範囲 (1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。 (2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。 (3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。 2 一般事項 (1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。 (2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。 (3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。 (4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。 (5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。 (6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。 3 発生材の取り扱い (1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。 (2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。 4 検査等 役務特記仕様書による。 5 基地内における規程事項 (1) 注意事項 ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。 イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。 ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。 エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。 オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。 カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。 なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。 キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。 ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。 ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。		

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 8 年 6 月 2 4 日
	仕様書番号	施設役務 8 - 5 4

- 1 件名
令和 8 年度燃料施設定期点検等

- 2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における令和 8 年度燃料施設定期点検等について適用する。
なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。

- 3 履行場所
航空自衛隊浜松基地（別図第 1 のとおり。）

- 4 履行期間（期限）
令和 9 年 3 月 3 1 日

- 5 引用図書及び各種関連法規等
次に示す、引用図書及び各種関連法規は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。
 - (1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (2) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）

- 6 用語の定義
 - (1) タンククリーニング 屋外タンク貯蔵所（航空機用燃料に限る。）を開放し当該タンク内のゴミ、さび、砂及びスケール等の異物、水分、乳化物、沈殿物の除去並びにタンク内塗装、底板、側板及び溶接線状況の目視点検、タンク稼働部、機器等の点検をいう。
 - (2) 内部点検 危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）第 6 2 条の 5 に規定する内部点検をいう。
 - (3) 定期点検 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 1 4 条の 3 の 2 に規定する定期点検をいう。
 - (4) 作業主任者 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 4 条に基づく作業主任者又はその代理者で、定期点検等を行うために必要な関係法令等に精通しかつ、定期点検等の実施に十分な知識と経験を有するとともに、危険物取扱者免状（甲種又は乙種 4 類）を有する者をいう。

- 7 役務内容
 - (1) 本役務は、屋外タンク貯蔵所の内部開放点検、タンククリーニング並びに地下タンク及び埋設管の定期点検を次のとおり行うものである。

(2) 内部開放点検

対象屋外タンク貯蔵所（細部は、別図第2のとおり。）

名 称	容 量 等	油 種	数 量	場 所
A－3タンク	2,500KL（覆土式）	JetA-1	1基	東POL

※実施予定時期：10月～11月

(3) タンククリーニング

対象屋外タンク貯蔵所（細部は、別図第3～別図第4のとおり。）

名 称	容 量 等	油 種	数 量	場 所
B－1タンク	250KL（地中式）	JetA-1	1基	西POL
C－2タンク	3,000KL（地中式）	JetA-1	1基	南POL

※実施予定時期：B－1タンク 8月～9月

C－2タンク 1月～2月

(4) 定期点検

ア 対象埋設管（細部は、別図第5～別図第6のとおり。）

名 称	配 管 径 等	油 種	数 量	場 所
10709地下タンク	給油管 65A 8m	軽油	1式	10709
	送油管 25A 6m			
	戻り管 40A 6m			
	通気管 32A 5m			
南POL埋設管	200A 84m×1箇所	JetA-1	1式	南POL
	200A 1,224m×1箇所			

※実施予定時期：7月～9月

イ 対象地下タンク（細部は、別図第7～別図第8のとおり。）

名 称	配 管 径 等	油 種	数 量	場 所
10300地下タンク	12KL 埋設管を含む。 （二重殻タンク）	軽油	1基	10300
10720地下タンク	60KL 埋設管を含む。 （二重殻タンク）	重油	1基	10720
11001地下タンク	3KL 埋設管を含む。 （二重殻タンク）	重油	1基	11001
南POL地下タンク	6KL 埋設管を含む。	JetA-1	1基	南POL

※実施予定時期：7月～9月

8 数量

点検等の数量は、別表のとおり。

9 実施要領

(1) 内部開放点検（A－3タンク）

作業要領は、次のとおりとする。

ア 機材搬入

(イ) 監督官の指定する場所に、使用する機材を搬入する。

- (イ) 作業に先立ち、使用機材の絶縁測定及び導通測定を官側が行う。
- イ 残油抜き取り（別図第 9 のとおり。）
 - a 残油（約139KL）は、仮設配管（約80m）を設置し、A－2タンクへ送油し、抜き取る。
 - b 仮設配管は、A－3タンク排油管からA－2タンク受入管まで設置し、各伸縮継手等を取り外した後、耐油耐圧ホース、ポンプ、仕切弁、チャッキ弁等を接続する（既設配管側は、閉止フランジを取り付ける。）。
 - c 仮設配管は、油漏れが無いように接続し、接続部に受け皿及び吸着マットを配置するとともに、ボンディングアース等の静電気防止処置をする。
 - d 残油の送油中は、作業員が仮設配管の巡回点検をすること。
 - e 残油移送後は、速やかに仮設配管を撤収するとともにA－2タンクの伸縮接手等を復旧する。
- ウ スラッジ回収
 - バキュームカー等により回収し、産業廃棄物として処理する。
- エ ガス抜き
 - (ア) 受入管の伸縮継手を取り外し、配管側に閉止フランジ、タンク側に換気装置を取り付ける。
 - (イ) 払出管の伸縮継手を取り外し、配管側及びタンク側に閉止フランジを取り付ける。
 - (ウ) 換気を十分に行う。
- オ 内部洗浄
 - (ア) タンク内面及び付属機器を水拭き清掃及び乾拭き清掃する。
 - (イ) 内部洗浄水は、産業廃棄物として処理する。
 - (ウ) 受入管等は、脱脂剤等の流入を防止するため、養生をする。
- カ 塗装剥離作業（別図第 10 のとおり。）
 - (ア) 剥離方法は、サンドブラストを標準とし、塗料及びさび等を剥離する。
 - (イ) 剥離箇所は、以下の溶接線を中心とし、0.2m幅の範囲とする。
 - a 底板の溶接線の全線
 - b 支柱外側の溶接線
 - c 側板下端より上方0.3mの溶接線
 - d 側マンホール出入口、受入管及び払出管の貫通部分の溶接線
 - (ウ) 剥離で使用した砂等は、産業廃棄物として処理する。
- キ 目視検査
 - (ア) 点検作業項目等
 - a 底板、側板及び溶接線状況確認
 - b タンク内部塗膜状況確認
 - c 計装機器外観点検
 - d その他機器点検
 - (イ) 点検要領及び判定基準
 - a 底板、側板及び溶接線状況確認
 - 目視点検による減厚及び変形等がないこと。

b タンク内部塗膜状況確認

- (a) 目視点検による塗膜の剥離、気泡及び浮き上がり等がないこと。
- (b) 直径20mm以下の軽微な剥離については、上塗り塗料を用いて補修を行う。

c 計装機器外観点検

目視点検によるレベル計のフロートがレベル計ガイドパイプの中心位置にあること。

d その他機器点検

タンク内部の各機器作動部分が正常に作動すること。

ク 板厚測定

測定方法は、定点測定によるものとし、次の間隔等を標準とする。

- (ア) アニュラ板相当部分は、側板内側から1mの範囲内を概ね0.1m間隔の千鳥に測定した箇所とする。
- (イ) その他の底板は、1m間隔の格子状の交点を測定する。ただし、板1枚につき3箇所未満となる板については、底板1枚につき3箇所以上とする。
- (ウ) 側板は、側板内側下から0.3mの範囲について水平方向2m間隔、鉛直方向0.1m間隔の格子状の交点を測定する。
- (エ) 上記の測定において設計板厚の90%以下の値が測定された箇所は、当該箇所を中心に半径0.3mの範囲内について、30mm間隔で再測定する。

ケ 底板形状測定

底板円周を16等分した位置から中心方向へ2m間隔で測定する。

コ 溶接部検査

(ア) 磁粉探傷検査

- a 底板全面の溶接線を検査する。
- b 支柱外側の溶接線を検査する。
- c 側板の溶接線（側板下端より上方0.3m）を検査する。
- d 磁粉探傷検査ができない箇所は、浸透探傷検査を行う。

(イ) 真空検査

- a 底板全面の溶接線を検査する。
- b 真空検査ができない箇所は、浸透探傷検査を行う。

サ 下地調整

(ア) 下地調整の方法は、サンドブラストを標準とする。

- (イ) 検査前の剥離作業と同様の範囲について、赤さび等の付着物を剥離する。
- (ウ) 下地調整で使用した砂等については、産業廃棄物として処理する。

シ 塗装作業

(ア) 塗装箇所は、剥離作業を実施した箇所とする。

- (イ) 塗装は、平成6年9月1日消防危第74号（特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について）に準じて行うものとし、塗装種類は、エポキシ系塗装を標準とする（各層が相互に判別できるよう塗料色を変える。）。
- (ウ) 契約相手方は、使用する塗料について仕様書を提出し、事前に監督官の確

認を受ける。

ス 復旧作業

- (ア) タンク内面及び付属機器を水拭き清掃及び乾拭き清掃する。
- (イ) 内部洗浄水は、産業廃棄物として処理する。
- (ウ) 側マンホールの復旧は、タンク内に汚れや異物がないことを確認した後に
行う。
- (エ) 配管及びマンホールの復旧に際し、パッキン、ボルト及びナットは、新品
と交換する（伸縮継手は再利用）。
- (オ) 復旧箇所の防錆処置及び漏洩確認を行う。

セ その他

- (ア) 換気装置等の取付箇所を変更する場合は、事前に監督官へ通知し、確認を
受ける。
 - (イ) 作業終了後、速やかに点検結果報告書を作成し、監督官へ提出する。
- (2) タンククリーニング（B－1及びC－2タンク）
作業要領は、次のとおりとする。
- (ア) 機材搬入
前号ア「機材搬入」に同じ。
 - (イ) 残油拔取り
官側が事前に行う。
 - (ウ) スラッジ回収
集水管の伸縮継手を取り外し、配管側及びタンク側に閉止フランジを取り
付け、バキュームカー等により回収し産業廃棄物として処分する。
 - (エ) ガス抜き
前号エ「ガス抜き」に同じ。
 - (オ) 内部洗浄
前号オ「内部洗浄」に同じ。
 - (カ) 目視検査
前号キ「目視検査」に同じ。
 - (キ) 復旧作業
前号ス「復旧作業」に同じ。
 - (ク) その他
前号セ「その他」に同じ。
- (3) 定期点検
定期点検の作業要領は、次のとおりとする。
- ア 地下タンク
- (ア) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の1によ
り行うものとし、点検方法の基準は、次による。
 - a 微加圧法（気相部）
 - b ガス加圧法（二重殻タンクの外殻）
 - c その他の方法（液相部）
 - (イ) 点検方法を変更する場合は、監督官へ通知し、確認を受ける。

イ 埋設管

- (ア) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の2により行うものとし、点検方法の標準は、液体加圧法とする。
- (イ) 点検方法を変更する場合は、監督官へ通知し、確認を受ける。

10 安全上の留意事項

作業主任者は、次により作業を行う。

(1) 動力源の遮断

タンクに影響を及ぼすおそれのある動力源（手動装置を含む。）は、これを遮断し必要な処置をすること。ただし、ポンプ排水装置に係る動力源を除く。

(2) 配管の遮断等

タンクに接続しているすべての配管は、次の方法で連結を取り外すか又は遮断すること。

ア タンクと配管系統との間にバルブ、伸縮継手などの取り外しのできる部分があるときは、これを取り外し、配管系統側のフランジに十分内圧に耐えうる強度の閉止フランジを取り付けること。

イ タンクとパイプラインとの間に取り外しのできる部分がなく、接続フランジ継手を使用しているときは、フランジ継手の間に十分内圧に耐えうる強度のブラインドプレートを挿入すること。このブラインドプレートの仕様は、耳を大きく（7cm程度外側に出す。）することとし、耳部分を黄色で着色させ、挿入状態が一見して確認できること。

(3) 開口部の開放

ア タンクのマンホール及び液体燃料等の流入するおそれのない開口部は、すべて開放すること。

イ マンホール蓋及び伸縮継手の取り外しは、防爆用工具を用いて風上側の位置で慎重に行い、衝撃等によってスパークが発生しないよう十分注意すること。

(4) 換気

ア 次のうち最も適当な方法を選定し、監督官の確認を受けて換気すること。

- (ア) 自然通風による換気
- (イ) 風取り凧による換気
- (ウ) 換気扇による換気
- (エ) 圧縮空気を用いた強制通風による換気
- (オ) 水をタンク内部に満たして残留ガスを放出する換気

イ 換気は次の要領で行うこと。

- (ア) タンク上部のマンホール等から、静電気を滞留させないように少しずつ可燃性ガスを放出すること。
- (イ) 換気装置は、空気駆動式もしくは防爆仕様の電動式のものとすること。
- (ウ) タンク内部立入作業中に圧縮空気による強制通風を行うときは、換気装置を直接作業員の身体に当てないこと。
- (エ) 可燃性ガス濃度及び酸素濃度を測定し、可燃性ガス濃度0.01%以下でかつ酸素濃度20.9%をもってタンク内部換気作業を終了すること。
- (オ) タンク内部の換気作業終了後もタンク内部で作業を行う時は、換気を継続

し作業開始前に濃度測定をすること。

(5) タンク内部のガス検知

ア タンク内部に作業員を立ち入らせるときは、次表による内部のガス検知の結果、安全であることを確かめた上、監督官の確認を受けること。

区 分	立入条件	備 考
1 呼吸用保護具未装着でタンク内部へ立ち入ることができる場合	ガス濃度が爆発下限界の25分の1以下の場合	
2 呼吸用保護具を装着して、タンク内部へ立ち入ることができる場合	ガス濃度が爆発下限界の4分の1未満の場合	タンクの構造上、立入条件を満たさない場合は、緊急時の対応に準じて行う。
3 タンク内部立入禁止	ガス濃度が爆発下限界の4分の1以上の場合	
4 緊急時、タンク内部へ立ち入る場合	安全上の処置を施した場合	安全上の措置とは、原則として、監督官立会の下で呼吸用保護具その他必要な保護具を装着し、事故防止上の対策を講じた場合をいう。

※参考：J e t A-1の爆発限界（%） 1．0～7．0

イ ガス検知の位置は、初めにマンホール等の開口部とし、可燃性ガス濃度が爆発下限界の4分の1未満の数値になってから、タンク底部の溜枳付近又はタンク内部で開口部から最遠のガスが滞留しやすい箇所とする。

ウ ガス検知を行う者は、状況に応じて保護具を着用すること。

(6) タンク外部のガス検知

必要に応じタンク外部のガス検知を行い、その結果により、タンク外の作業に対しても保護具を使用し、安全処置を行うこと。

(7) 残さい物の処理

残さい物を処理する場合は、原則としてタンク内部に残留する可燃性ガス濃度が爆発下限界の4分の1未満となってから、次の要領により行うこと。

ア タンク底部に沈積している残さい物を搬出する場合は、中和剤等で処理するとともに、保護具を着用した2名以上の作業員をタンク内部に立ち入らせ、遅滞なく搬出させること。

イ 搬出した残さい物は、産業廃棄物として処理すること。

(8) タンククリーニング

タンク内部は、状況に応じて、はしご又は足場を堅固に組み立てた上、次の要領により作業を行うこと。

ア 脱脂剤を内部全面に塗布又は吹き付けた上、マンホール等からホースを引き入れ、脱脂剤を確実に水で洗い流し、作業後拭き取っても油汚れ等が付かない

程度とすること。

イ 洗浄後は乾拭き清掃を行い、完全に乾燥させること。

ウ タンククリーニング後、異常を認めた場合は、速やかに監督官に通知すること。

(9) 静電気に対する処置

静電気による災害を防止するため、次の項目について処置すること。

ア 雷雲が接近しているときは、作業を中止し、タンクの開口部はすべて閉鎖すること。

イ 水洗い用ホースノズル又は照明用移動灯等、タンクと絶縁された金属製品については、アースを取ること（ただし、ガス濃度0%の場合は除く。）。

ウ タンク昇り口等に人体用アース棒を取り付け、危険箇所に立ち入る前に人体に滞留した静電気を除去すること。

(10) タンク内部での火気使用の条件

タンク内部において裸火を使用する場合及び火花が発生するおそれがある場合の可燃性ガス濃度は、爆発下限界の25分の1以下とすること。

(11) 監督官の確認等

各作業工程ごとに監督官の確認を受けるとともに、所要箇所の写真撮影後に次の作業に進むものとする。

(12) 復旧作業

復旧は、監督官立会いの下で遮断していた動力源、配管及び開放していたマンホール等の開口部を原状のとおり復旧し、その際、不純物を混入させないように丁寧に行うこと。

11 共通事項

(1) 作業計画書の提出

契約相手方は契約後14日以内に作業計画書を監督官に提出する。記載内容は次のとおりとする。

ア 指揮・命令系統

イ 作業目的及び作業手順

ウ 各部門の業務分担及び責任範囲

エ 災害要因及び対応措置の内容

オ 保護具の種類

カ 作業許可を要する事項

キ 注意事項及び禁止事項

(2) 作業現場管理

ア 作業主任者は、作業員の所持品検査を行い、マッチ、ライター等の発火物の作業現場への持込みを厳禁するとともに、監督官の確認を受けるものとする。

イ 作業主任者は、作業上危険を伴うおそれのある場所への作業関係者以外の者の立ち入りを禁止するため、仮囲い等を設け立入禁止の表示を行い、監督官の確認を受ける。

(3) 関係法令の遵守

契約相手方は、労働安全衛生法をはじめとした関係法令を遵守し、安全に作業しなければならない。

(4) 官公署への手続き

契約相手方は、定期点検等に必要な官公署等への手続を遅滞なく行い、これに要する一切の経費を負担する。

(5) 後片付け等

契約相手方は、定期点検等の完了後、作業等のため設置したすべての仮設物を取り除き、付近の清掃を行って原状に復旧するものとする。

(6) その他

ア 契約相手方は、定期点検等の完了後、貸与された図面等をすべて返納しなければならない。

イ 契約相手方は、役務履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

12 安全衛生管理

(1) 一般的留意事項

ア 作業内容を事前打ち合わせ等により、作業に関わる者全員に周知徹底すること。

イ 作業は、あらかじめ当該作業に係る必要な教育を受けた者が行うこと。

ウ 電源等の動力源を確実に遮断するとともに、施錠、札掛け等の誤操作を防止する措置を講じること。

エ 作業の種類に応じ、呼吸保護具、保護手袋、保護衣及び保護めがね等の保護具を使用すること。

オ 単独作業を限定するとともに、各個人の判断による単独作業をさせないこと。

カ 単独作業をさせる場合は、必要に応じ、作業者との間で随時連絡がとれるように通信機器等を携帯させること。

(2) 作業に関する留意事項

ア 火気使用

(ア) 作業開始時及び当該作業中、随時、作業場所の可燃性ガス等の濃度を測定すること。

(イ) 作業場所へは、あらかじめ許可されたもの以外の火気又は点火源となるおそれのある機械等を一切持ち込まないこと。

(ウ) 作業場所には、消火器等の消火設備を配置するとともに、避難方法をあらかじめ定め、かつ、これを作業員に周知すること。

(エ) 作業場所においては、必要に応じて不燃性シートを用いて養生を行うこと。

イ 入槽作業

(ア) 作業を行うタンクから危険物、有害物質等を確実に排出し、かつ、作業箇所には危険物、有害物質等が漏洩しないように、バルブ、コックを閉止し、施錠をする又は閉止板等を設置し、開放してはならない旨を表示すること。

(イ) タンク内部の残圧の確認は、圧力計によるほか、ベント、ドレン等の開放口を徐々に開けて行うこと。

(ウ) 入槽直前に、可燃性ガス及び酸素その他予測される有害ガスの濃度の測定

を行い、安全を確認した後に入槽し、測定は作業中断後、再入槽時も同様に行うこと。

- (エ) 酸素等の測定濃度は、酸素欠乏症等防止規則の規定に基づき厳正に行うこと。
- (オ) 監視人を置き、入槽作業者との連絡が途絶えることのないようにすること。
- (カ) 作業開始前及び作業終了後に人員の確認を行うこと。
- (キ) タンク内部で有機ガソリン等の有機溶剤を取り扱う場合、有機溶剤中毒予防規則を遵守すること。

ウ 高所作業

- (ア) 昇降設備、作業床の設置、墜落制止用器具の使用等必要な墜落防止措置を講じ、必要に応じ監視人を置くとともに、危険が予測される場合は作業を中止すること。
- (イ) 上下での同時作業は、行わないものとし、やむを得ず行う場合は、相互密接な連絡を行うこと。
- (ウ) 高所作業中である旨を作業場所の下部に掲示すること。
- (エ) 工具類は、落下しないよう必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生教育の実施

契約相手方は、作業員に対し次の事項等について必要な安全衛生教育を行う。

- ア 作業計画及び緊急事態対処マニュアル
- イ 作業許可を必要とする作業の種類
- ウ 保護具の種類及び使用方法
- エ 事業場の安全衛生基準及び関連法規
- オ 酸素欠乏危険作業に係る教育（酸素欠乏症等予防規則第12条に基づく教育）
- カ 足場の組立て等作業に係る教育（労働安全衛生規則第36条第39号に掲げる業務に係る特別教育）

(4) 緊急事態への対応

契約相手方は、作業中に爆発、火災、危険物・有害物質の漏えい及び労働災害の発生等の緊急事態が生じた場合に対応するため、次の処置を行う。

- ア 緊急事態対処マニュアルの制定
 - (ア) 緊急事態発生時の連絡方法
 - (イ) 爆発、火災及び危険物・有害物等の漏えい等に対する対応措置並びに指揮・命令系統
- イ 緊急用保護具の準備
 - (ア) 緊急用保護具
 - 作業主任者は、タンクの近くに緊急用保護具（酸素吸入器又はホースマスクを含む。）を1組以上備えること。
 - (イ) 救急用具
 - 作業主任者は、負傷者の手当てに必要な救急用具を備え、その備付け場所及び使用方法を作業員に周知させること。
- ウ 監視人の配置

- (ア) 監視人は、常に燃料タンクの内部の全作業を見通しできる開口部に位置し作業員から目を離さないこと。
- (イ) 監視人は、異常を認めたときは直ちに付近の作業員を呼び集め、墜落制止用器具等を用いて被害者の救出を図る等、タンク外部における救助作業に従事すること。
- (ウ) 監視人が1名の場合は、監視人自ら燃料タンクの内部に立ち入らないこと。
- (エ) 監視人は、被害者の救出のためタンク内部に立ち入る場合は、状況に応じて呼吸保護具、墜落制止用器具、その他必要な保護具を着用すること。

13 使用機材

(1) 標識

標識の設置及び撤去は、監督官の確認を得て契約相手方が行い、その区分については、次の事項のとおりとする。

ア 作業現場立入禁止用標識

イ 動力源の遮断に伴う始動禁止用標識

ウ 配管の遮断に伴うバルブ類の開閉禁止用標識

(2) 作業用具

区 分	規 格
1 はしご、足場	木製又はローリング・タワー（静電気予防措置）とし、組立堅固なものとする。
2 照明器具	
(1) 携帯灯	JIS C0930～C0935による耐圧防爆構造とする。
(2) 移動灯	JIS C0930～C0935による耐圧防爆構造とする。
(3) キャプタイヤコード及びキャプタイヤケーブル	JIS C3301による2種以上又は同等品とし、継ぎ目のないものとする。
3 手工具	JIS M7615による防爆用ベリリウム銅合金製工具類とする。
4 ブラシ	真ちゅうブラシ等非鉄金属製とする。
5 水洗用具	ホースは、布、ゴム又はビニール製とする。ノズルは、非鉄金属製とし、布類で被覆したものとする。

(3) 労働衛生保護具

保護具は、次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格
1 化学防護服	JIS T8115による。
2 化学防護手袋	JIS T8116による。
3 化学防護長靴	JIS T8117による。
4 保護めがね	JIS T8147による。
5 防じんマスク	JIS T8151による。
6 防毒マスク	JIS T8152による。

種 別	規 格
7 送気マスク	JIS T8153による。
8 空気呼吸器	JIS T8155による。
9 酸素発生型循環式呼吸器	JIS T8156による。
10 電動ファン付呼吸用保護具	JIS T8157による。
11 微粒子状物質用防じんマスク	JIS T8160による。
12 防音保護具	JIS T8161による。
13 圧縮酸素型循環呼吸器	JIS M7601による。
14 一酸化炭素用自己救命器（COマスク）	JIS T7611による。
15 閉鎖循環式酸素自己救命器	JIS M7651による。
16 保護具（ヘルメット）	不浸透製の一般市販品とする。

(4) 薬剤類

種 別	規 格
1 鉛毒分解剤	過マンガン酸カリ 5 %溶液又は漂白粉濃溶液とする。
2 脱脂剤	陰イオン及び非イオン界面活性剤と特殊溶剤を配合した洗淨剤とする。
3 洗剤	石けん等の一般市販品とする。

(5) ガス検知器

種 別	規 格	性 能	
		精度	測定範囲
可燃性ガス	JIS M7602による精密型とする。	0.002%	0～2.0%

(6) 機械類

高圧ジェットクリーニング用機器、ホースマスクの送風用及び強制換気用空気圧縮機又は換気扇、その他作業用電動工具等は、用途、作業規模、作業状況等により選定し、作業主任者は、その名称、規格及び数量等について監督官の確認を受けるものとする。

14 検査等

(1) 中間確認

不可視となる貯油開始前等、履行上の重要な変化点等において設計図書との整合を確認する必要がある場合は、役務の履行途中で検査官の確認を受ける。

(2) 部分使用確認

役務目的物の全部または一部の完了前に、工事等完成（完了）前使用申請があった場合は、主任監督官（幹部）による、一時使用についての部分使用確認を受ける。

なお、完了検査前の一時使用期間に、発注者側の過失による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(3) 完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

(ア) 特記仕様書及び図に示す作業が完了していること。

(イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

- (ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。
 (エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。
 イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

15 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業開始 14日前ま で	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書	その都度	2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書	契約後 7日以内	1	任意
6	●	工程表	契約後 14日以内	1	
7	●	作業計画書		1	
8	●	使用材料納品書又は出荷証明書	材料検査時	1	
9	※	打合せ書	その都度	1	定型
10	●	発生材報告及び発生材調書	最終材料 計測後7日 以内	1	
11	●	産業廃棄物管理票（A、B 2、D及びE票）の写し	完了通知 書提出前	1	任意
12	●	役務写真	作業完了後 14日以内	1	
13	●	完成（完了）通知書	完了後	1	定型
14	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15	※	火気使用申請書	作業開始7 日前まで	1	
16	※	給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 終了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	使用機材報告書	作業開始 14日前まで	1	任意
2	検定品目検定合格証等の写し		1	
3	機器諸元（カタログ等）の写し		1	
4	作業に際し法的に必要な資格及び社内規定による資格等が確認できる書類		1	
5	使用塗料の仕様書		1	
6	可燃性ガス及び酸素濃度測定記録報告書	完了通知 書提出前	1	
7	点検結果報告書		2	

点検等数量一覧

1 内部開放点検

名 称	記号	項目及び使用材料	数量	単位	備 考
A－3タンク	a	パッキン 200A 20K t3 耐油性	2	枚	受入管復旧用 (2箇所)
		ボルト M20×75 SUS304	24	本	
		ナット M20 SUS304	24	個	
	b	パッキン 100A 10K t3 耐油性	4	枚	払出、排油管復 旧用 (4箇所)
		ボルト M16×70 SUS304	32	本	
		ナット M16 SUS304	32	個	
	c	パッキン760 10K t3 耐油性	1	枚	頂部マンホール 復旧用 (1箇所)
		ボルト M16×35 SUS304	20	本	
		ナット M16 SUS304	20	個	
	d	パッキン 835 10K t3 耐油性	1	枚	側マンホール復 旧用 (1箇所)
		ボルト M20×45 SUS304	28	本	
		ナット M20 SUS304	28	個	
A－2タンク		パッキン 125A 10K t3 耐油性	2	枚	受入管 復旧用 (2箇所)
		ボルト M20×70 SUS304	16	本	
		ナット M20 SUS304	16	個	

2 タンククリーニング

名 称	記号	項目及び使用材料	数量	単位	備 考
B－1タンク	a	パッキン 100A 10K t3 耐油性	4	枚	受入、払出管 復旧用 (4箇所)
		ボルト M16×65 SUS304	32	本	
		ナット M16 SUS304	32	個	
	b	パッキン 50A 10K t3 耐油性	2	枚	集水管復旧用 (2箇所)
		ボルト M16×60 SUS304	6	本	
		ボルト M16×65 SUS304	2	本	
		ナット M16 SUS304	8	個	
	c	パッキン 760/622 t3 耐油性	2	枚	屋根マンホール 復旧用 (2箇所)
		ボルト M16×35 SUS304	40	本	
		ナット M16 SUS304	40	個	
C－2タンク	a	パッキン 200A 20K t3 耐油性	6	枚	受入、払出管 復旧用 (6箇所)
		ボルト M22×100 SUS304	72	本	
		ナット M22 SUS304	72	個	

名 称	記号	項目及び使用材料	数量	単位	備 考
C-2タンク	b	パッキン 50A 10K t3 耐油性	2	枚	集水管復旧用 (2箇所)
		ボルト M16×60 SUS304	8	本	
		ナット M16 SUS304	8	個	
	c	パッキン 25A 10K t3 耐油性	2	枚	戻り管復旧用 (2箇所)
		ボルト M16×55 SUS304	8	本	
		ナット M16 SUS304	8	個	
	d	パッキン 640 10K t3 耐油性	2	枚	屋根マンホール 復旧用 (2箇所)
		ボルト M16×35 SUS304	40	本	
		ナット M16 SUS304	40	個	

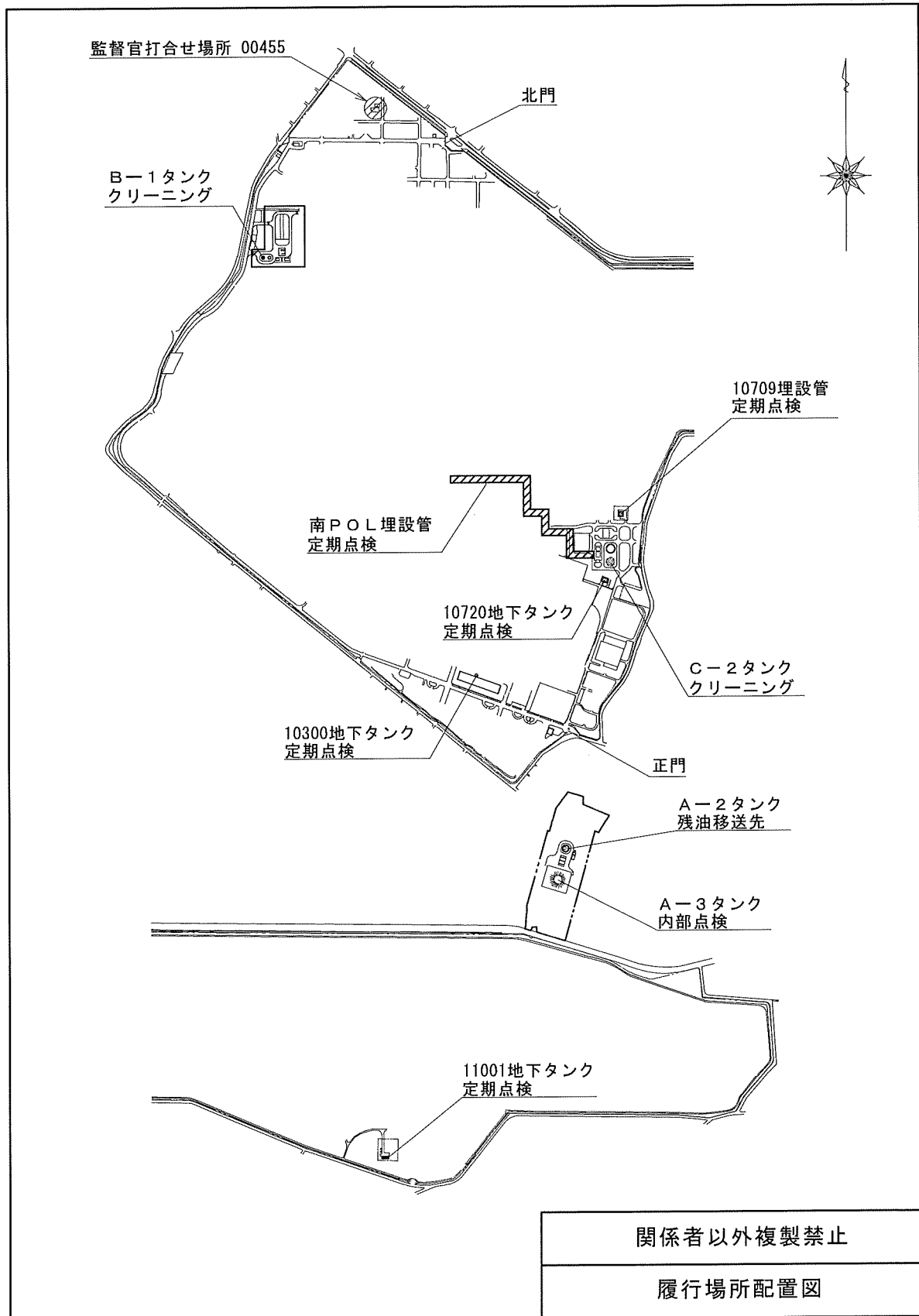
3 定期点検

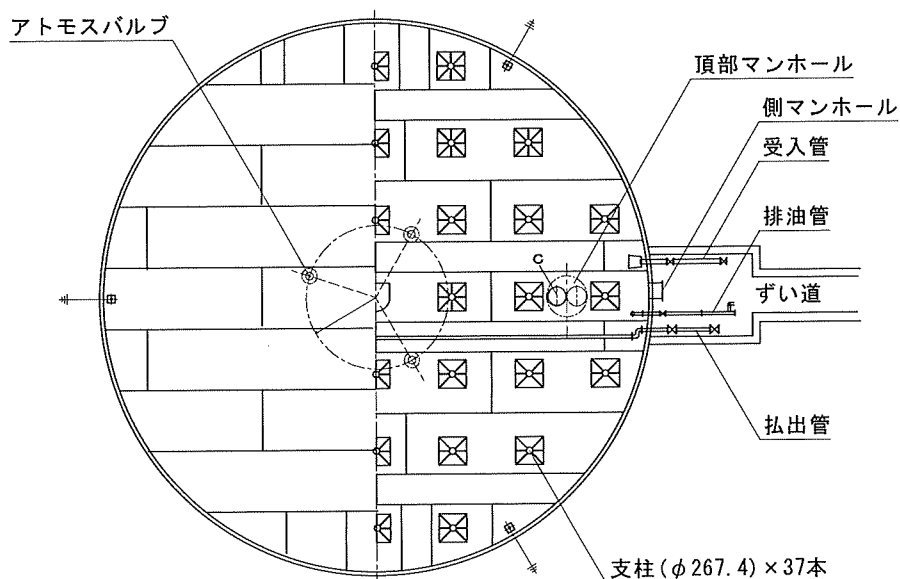
(1) 埋設管

名 称	項 目	数量	単位	備 考
10709地下タンク	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の2による点検	1	箇所	
南POL埋設管		2	箇所	

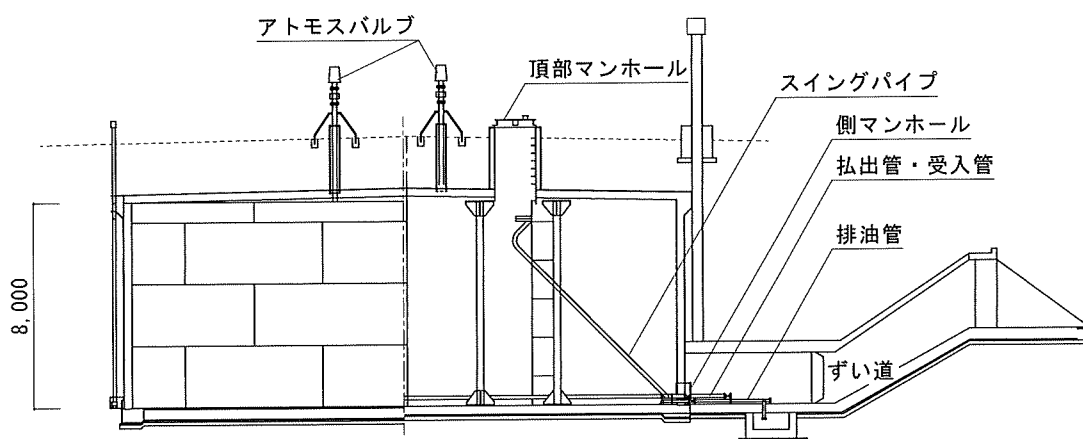
(2) 地下タンク

名 称	項 目	数量	単位	備 考
10300地下タンク	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の1による点検	1	基	二重殻
10720地下タンク		1	基	二重殻
11001地下タンク		1	基	二重殻
南POL地下タンク		1	基	





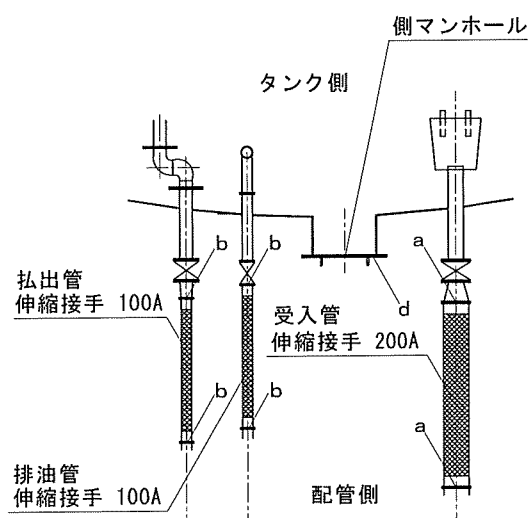
A-3タンク平面図



A-3タンク断面図

接続部規格一覧

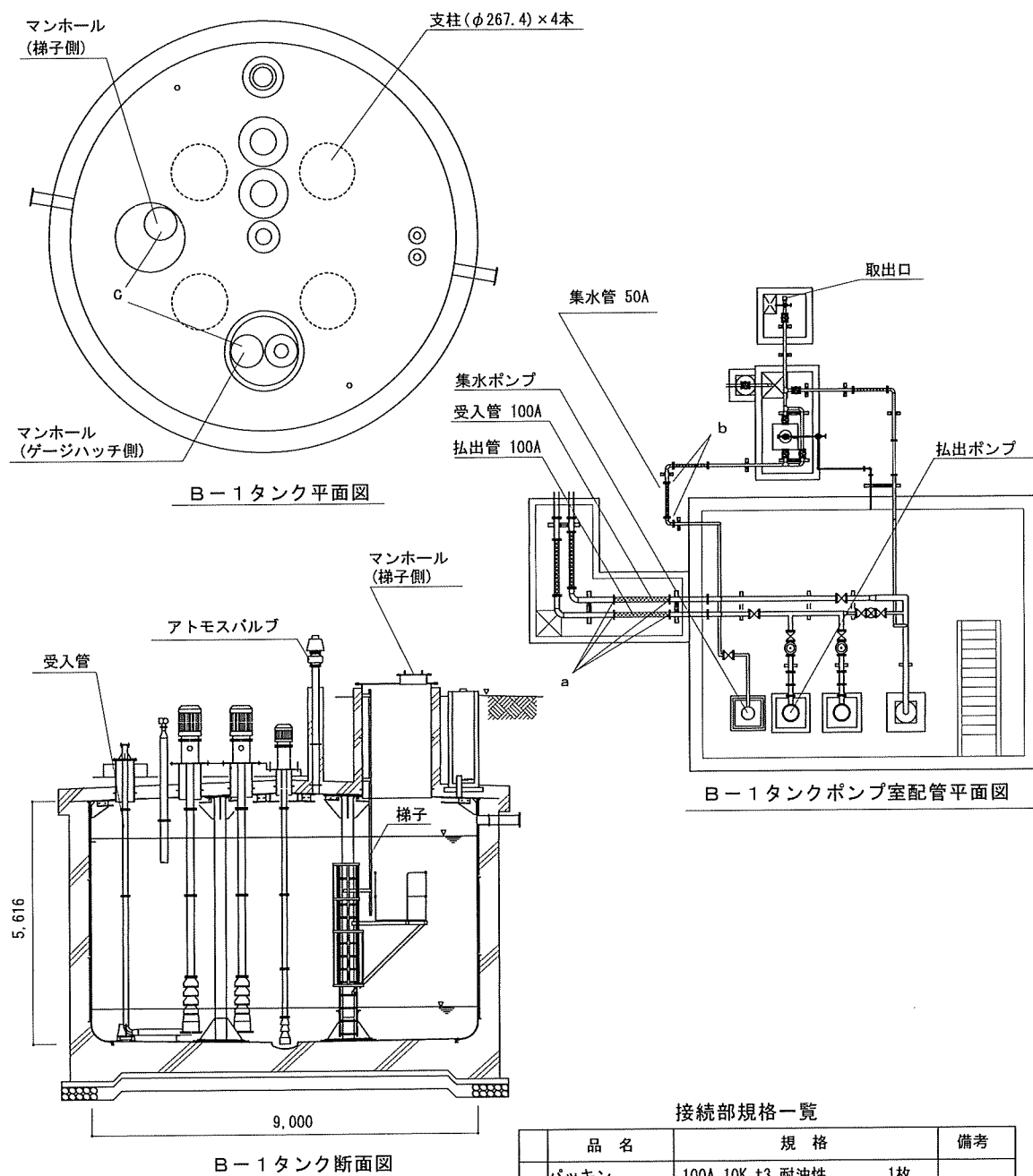
	品 名	規 格	備考
a	パッキン	200A 20K t3 耐油性	1枚
	ボルト	M20 × 75 SUS304	12本
	ナット	M20 SUS304	12個
b	パッキン	100A 10K t3 耐油性	1枚
	ボルト	M16 × 70 SUS304	8本
	ナット	M16 SUS304	8個
c	パッキン	760 10K t3 耐油性	1枚
	ボルト	M16 × 35 SUS304	20本
	ナット	M16 SUS304	20個
d	パッキン	835 10K t3 耐油性	1枚
	ボルト	M20 × 45 SUS304	28本
	ナット	M20 SUS304	28個



ずい道内配管平面図

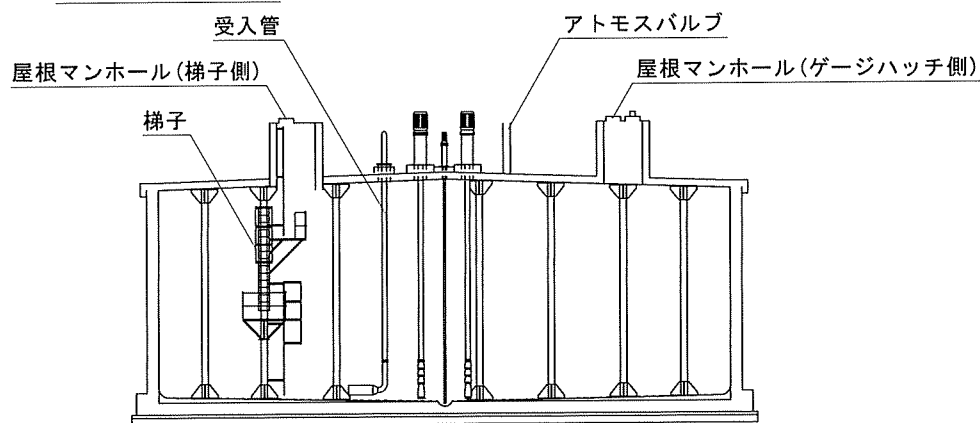
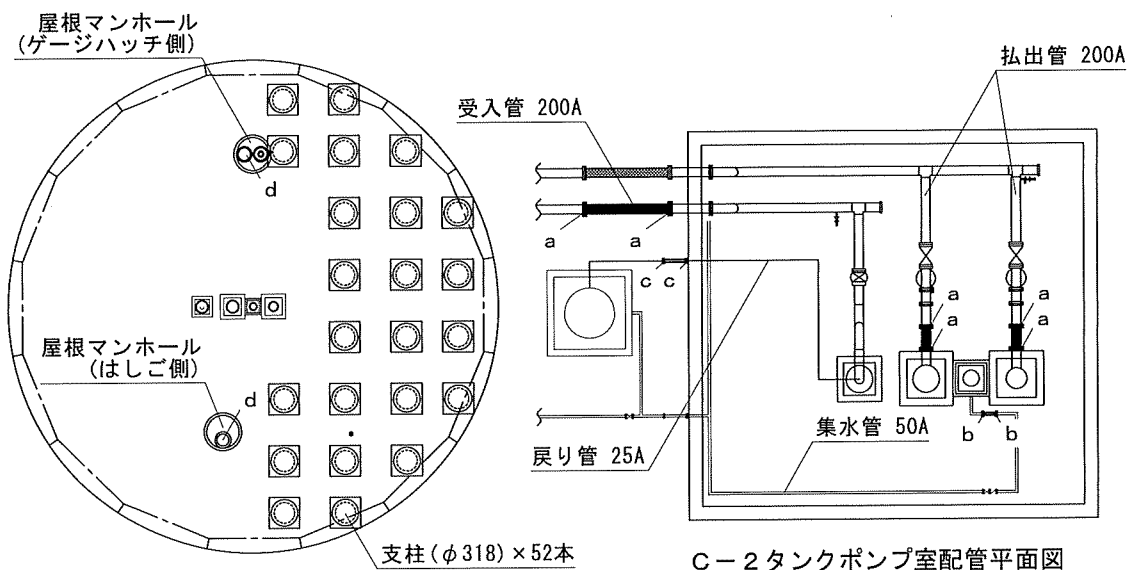
関係者以外複製禁止

A-3タンク詳細図



関係者以外複製禁止

B-1 タンク詳細図

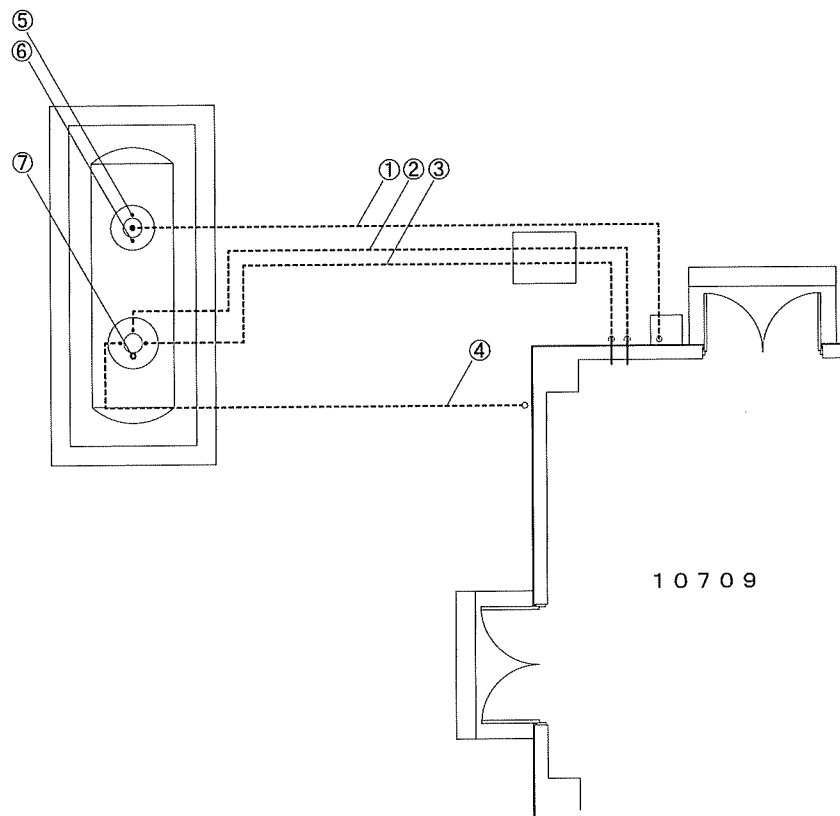


接続部規格一覧

	品 名	規 格	数量	
a	パッキン	200A 20K t3 耐油性	1枚	6箇所
	ボルト	M22×100 SUS304	12本	
	ナット	M22 SUS304	12個	
b	パッキン	50A 10K t3 耐油性	1枚	2箇所
	ボルト	M16×60 SUS304	4本	
	ナット	M16 SUS304	4個	
c	パッキン	25A 10K t3 耐油性	1枚	2箇所
	ボルト	M16×55 SUS304	4本	
	ナット	M16 SUS304	4個	
d	パッキン	640 10K t3 耐油性	1枚	2箇所
	ボルト	M16×35 SUS304	20本	
	ナット	M16 SUS304	20個	

関係者以外複製禁止

C-2タンク詳細図



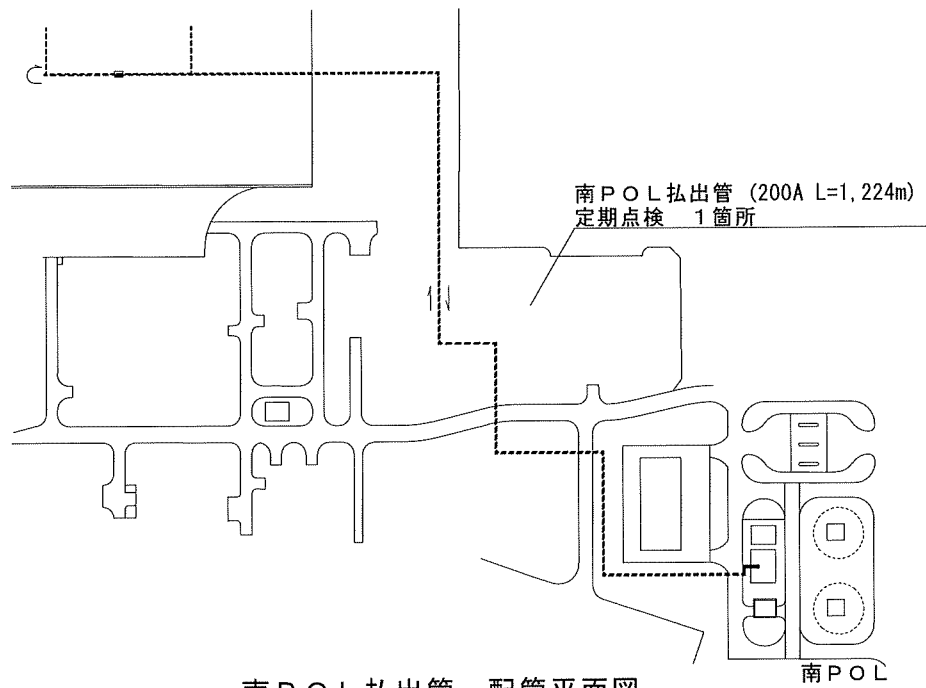
10709 配管平面図

定期点検一覧

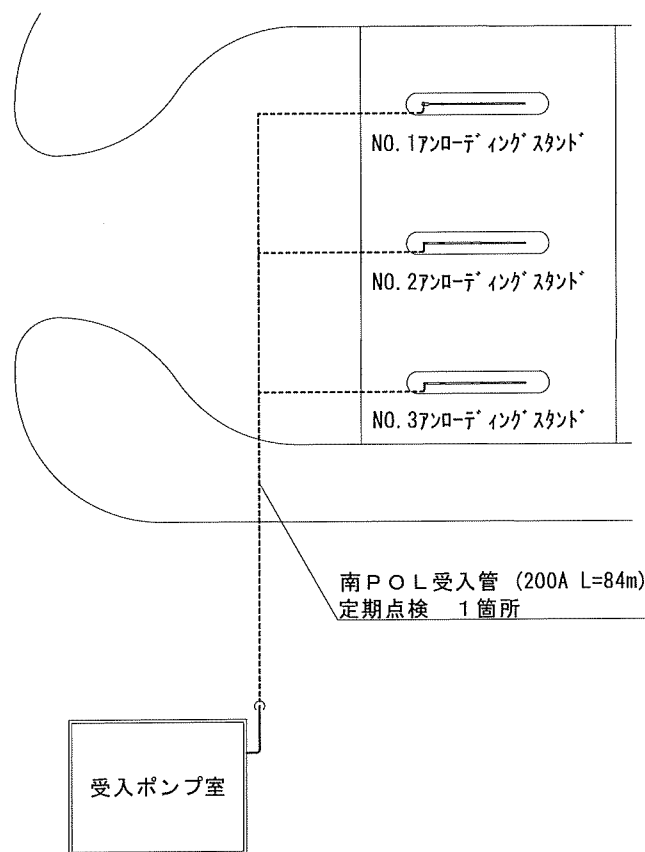
	規 格	備考
①	給油管（埋設部）65A L=8m	1箇所
②	送油管（埋設部）25A L=6m	
③	戻り管（埋設部）40A L=6m	
④	通気管（埋設部）32A L=5m	
⑤	計量口 32A	参考
⑥	除水口 40A	
⑦	油量計 100A	

関係者以外複製禁止

10709 埋設管詳細図



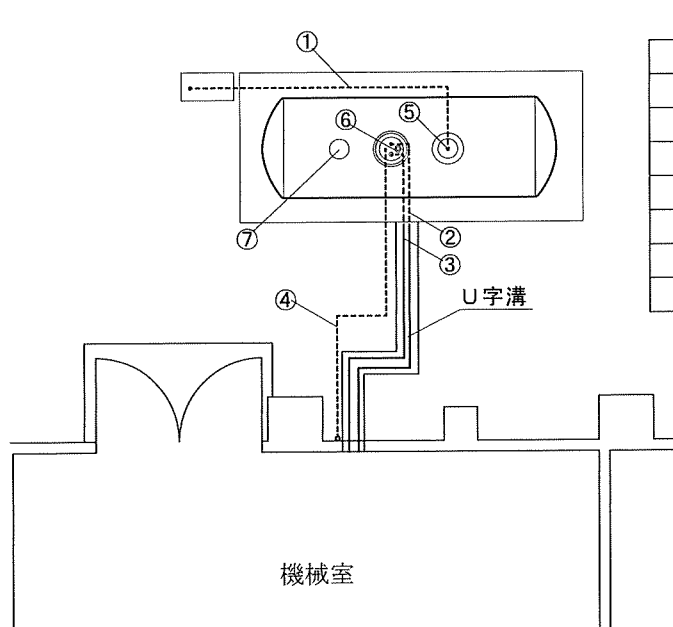
南POL払出管 配管平面図



南POL受入管 配管平面図

関係者以外複製禁止

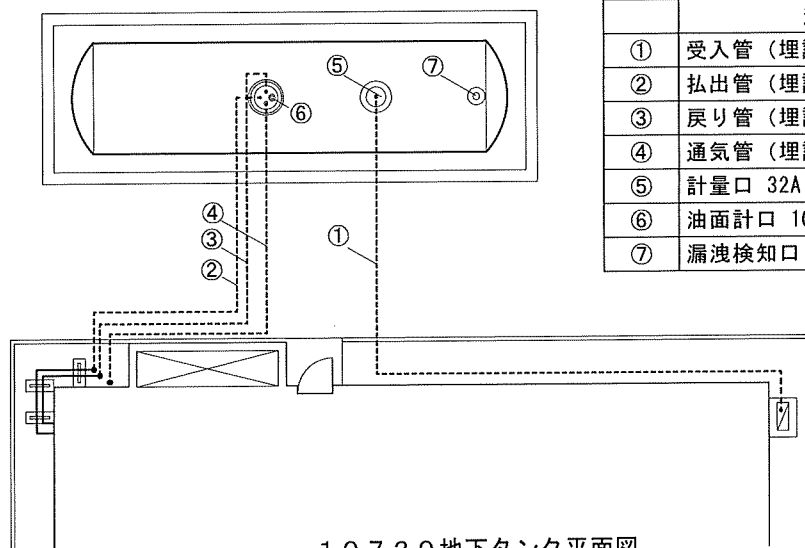
南POL埋設配管詳細図



10300タンク平面図

定期点検一覧

	規 格	備考
①	受入管（埋設部）65A L=6m	1 基
②	払出管 32A	
③	戻り管 50A	
④	通気管（埋設部）50A L=7m	
⑤	計量口 32A	参考
⑥	油面計口 100A	
⑦	漏洩検知口 100A	



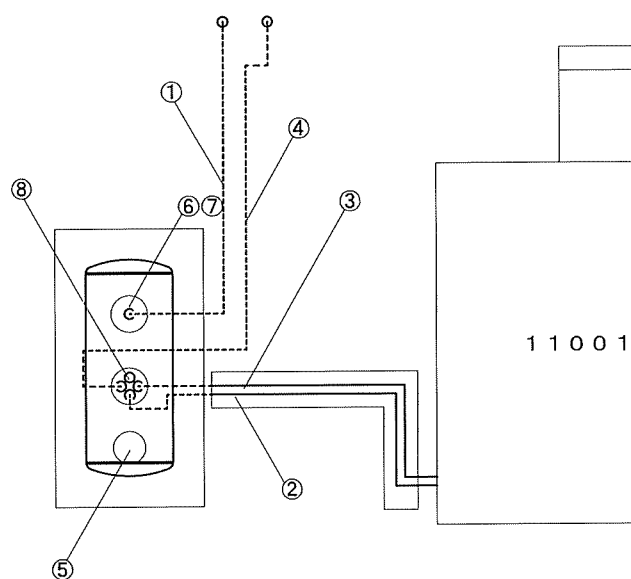
10720地下タンク平面図

定期点検一覧

	規 格	備考
①	受入管（埋設部）65A L=19m	1 基
②	払出管（埋設部）32A L=11m	
③	戻り管（埋設部）50A L=12m	
④	通気管（埋設部）80A L=11m	
⑤	計量口 32A	参考
⑥	油面計口 100A	
⑦	漏洩検知口 100A	

関係者以外複製禁止

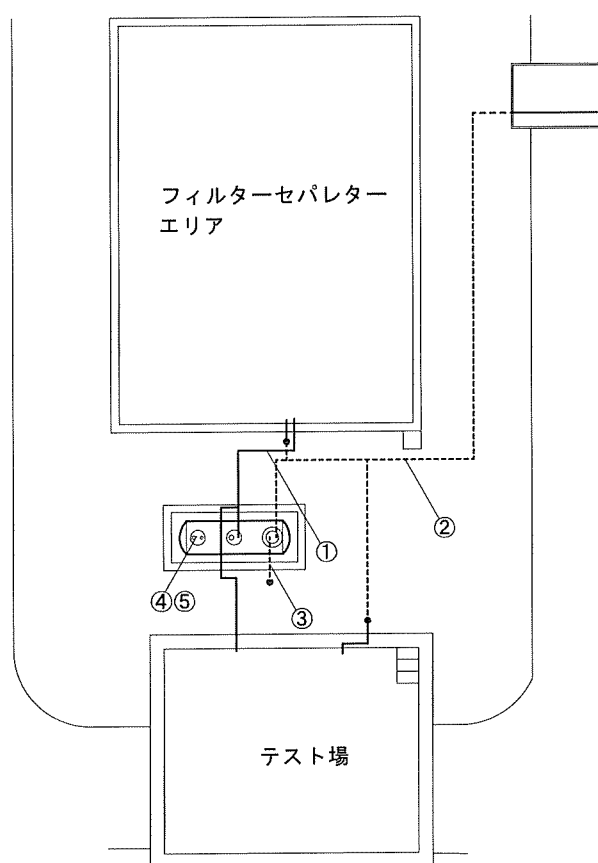
10300、10720タンク詳細図



定期点検一覧

	規 格	備考
①	受入管 (埋設部) 65A L=5m	1 基
②	払出管 25A	
③	戻り管 40A	
④	通気管 (埋設部) 32A L=8m	
⑤	漏油検知口 100A	参考
⑥	計量口 32A	
⑦	除水口 40A	
⑧	液面計口 100A	

11001地下タンク平面図



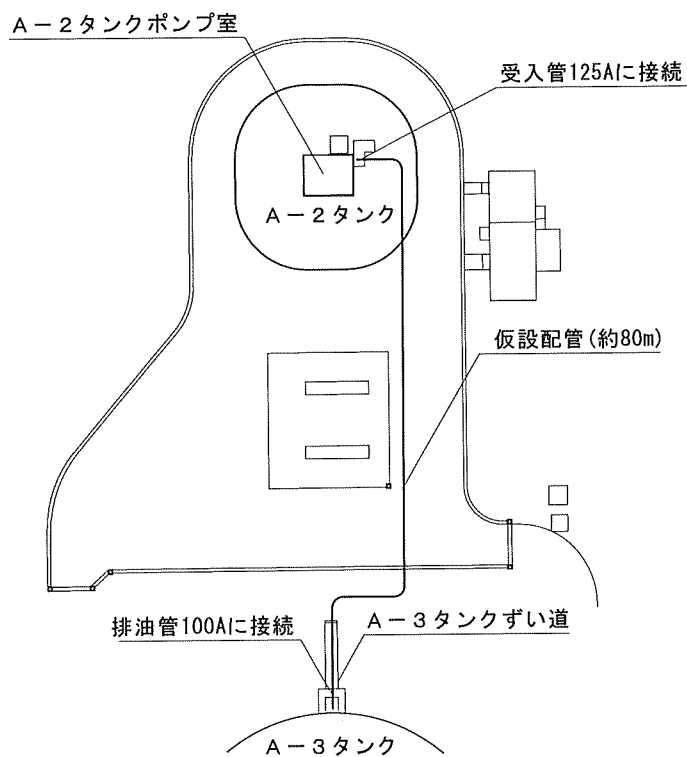
定期点検一覧

	規 格	備考
①	払出管 50A	1 基
②	戻り管 (埋設部) 50A L=25m	
③	通気管 (埋設部) 32A L=1m	
④	計量口 100A	参考
⑤	油面計口 150A	

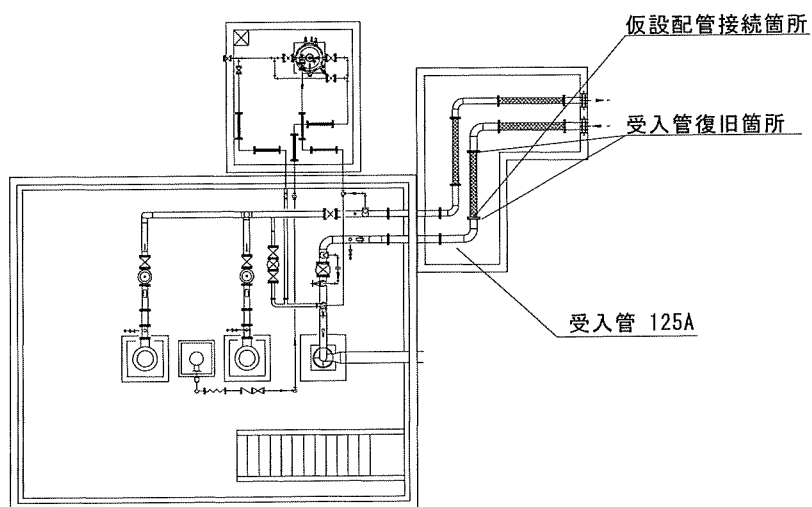
南POL地下タンク平面図

関係者以外複製禁止

11001、南POLタンク詳細図



仮設配管配置図



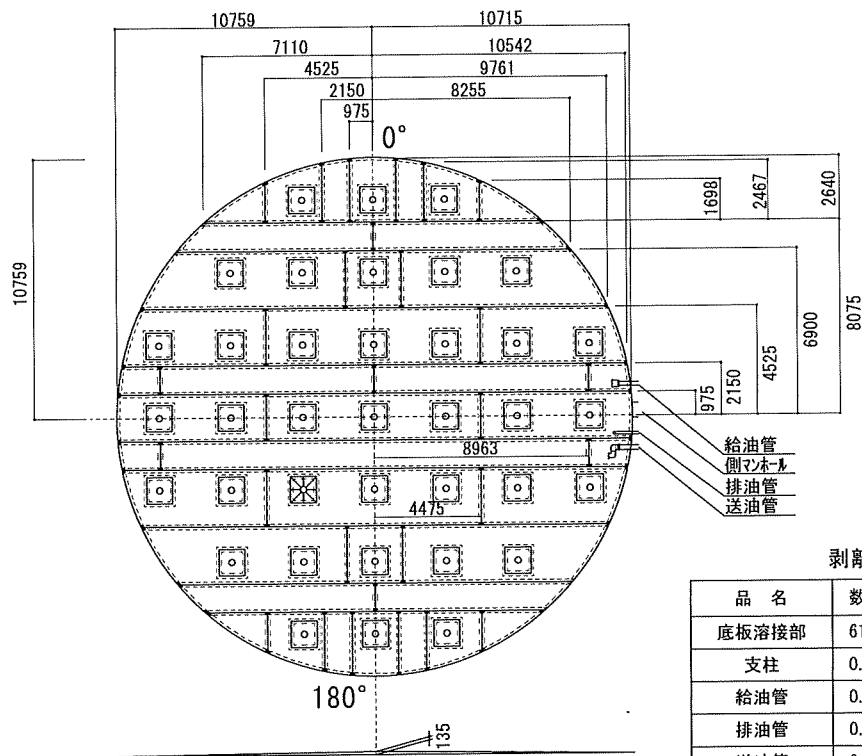
A-2タンクポンプ室配管平面図

接続部規格一覧

品 名	規 格	備 考
パッキン	125A 10K t3 耐油性 1枚	2箇所
ボルト	M20×70 SUS304 8本	
ナット	M20 SUS304 8個	

関係者以外複製禁止

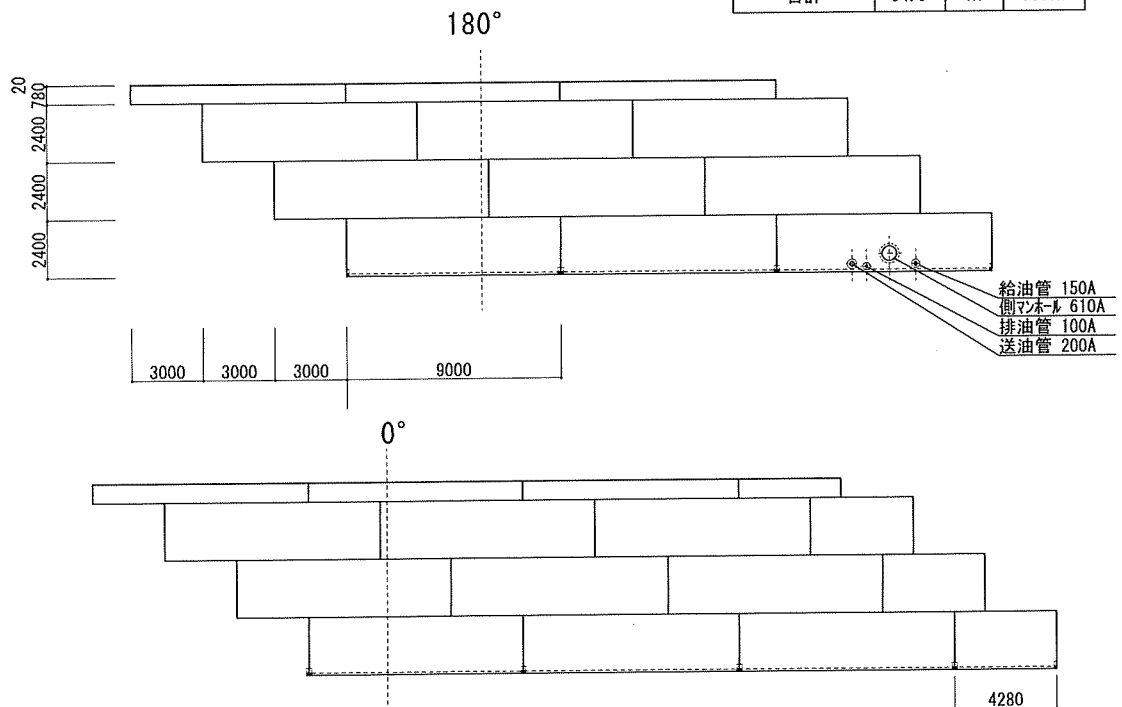
A-3タンク仮設配管詳細図



底板形状

剥離面積

品名	数量	単位	数量
底板溶接部	61.9	m ²	1個所
支柱	0.88	m ²	37個所
給油管	0.08	m ²	1個所
排油管	0.05	m ²	1個所
送油管	0.09	m ²	1個所
側マンホール	0.22	m ²	1個所
スイングジョイント基部	0.08	m ²	1個所
合計	94.9	m ²	≒95m ²



側板展開図

関係者以外複製禁止

A-3 タンク剥離箇所詳細図